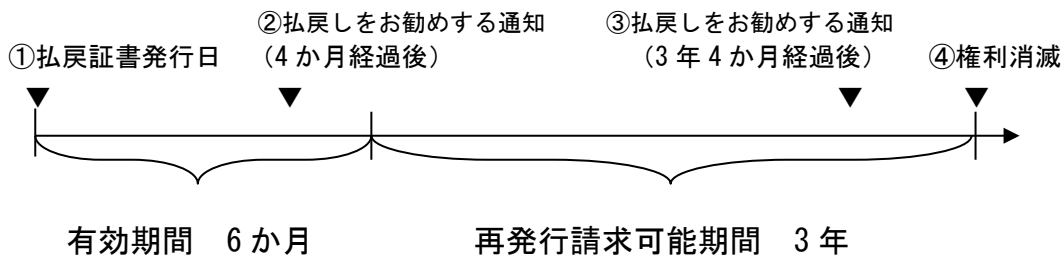


「払戻証書」をお持ちのお客さまへのお知らせ

- 1 証書や通帳を紛失等された貯金を払い戻される場合、お客さまからのお申出に基づき証書や通帳の代わりに「払戻証書」を発行してお客さまにお送りし、この「払戻証書」により貯金の払戻しの手続きをさせていただきます。
- 2 「払戻証書」については、次のとおり「有効期間」等がございますので、「払戻証書」をお持ちでまだ払戻しをされていないお客さまは、お早めに払戻しを行っていただきますようお願いいたします。
 - ① 「払戻証書」には有効期間があり、発行の日から6か月となっています。有効期間経過後3年間は、再発行の手続きができますが、その期間を過ぎますと払戻しの権利が消滅しますので、お早めに手続きをしていただきますようお願いいたします。



- ② 払戻しの手続きは、払戻証書、印章及びご本人であることを確認できる運転免許証・マイナンバーカードなどの証明書類をご持参の上、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の本支店・出張所をお願いいたします。
- 3 権利消滅の扱いとなった「払戻証書」について、払戻請求いただき、真にやむを得ない事情があったと認められた場合には払い戻されます。

詳しくは、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にお問い合わせください。

なお、当該払戻しの運用については、預金者に一層寄り添う観点から見直しを行い、2024年（令和6年）1月から新しい運用を実施しています。

払戻請求に必要な書類等については、「郵便貯金の権利消滅等に関するQ&A」のQ12をご確認ください。

[郵便貯金の権利消滅等に関するQ&A](#)